

## 診療報酬等明細書の記載方法

### 1 後期高齢者医療診療報酬等

省令のとおり。

### 2 福祉医療費

県内の後期高齢者医療制度被保険者で福祉医療費に該当するもの。

- (1) 「公費負担者番号①」欄は、福祉医療費受給資格者証の公費負担者番号(8桁)を記載する。
- (2) 「公費負担医療の受給者番号①」欄は、福祉医療費受給資格者証の受給資格者番号(7桁)を記載する。
- (3) 「保険種別2」欄は、「2 2併」を○で囲む。
- (4) 生活療養標準負担額は福祉医療費の対象とならないので、「食事・生活療養」欄の「公費①」の「回数」、「金額」及び「(標準負担額)」欄は、「0」と記載する。ただし、月の途中で療養病棟から一般病棟等に移った場合は、食事療養の回数、金額及び標準負担額を「公費①」にそれぞれ記載する。

※1 後期高齢者医療制度における福祉医療費については、原則として「福祉併用明細書」による請求となり、福祉医療費【連記式】明細書による請求はありません。特殊なケースが発生した場合の請求については、その都度国保連合会へご照会ください。また、一般公費と福祉医療とを併用する場合又は2種の一般公費と福祉医療が併用する場合の記載方法については、「一般公費と福祉医療とを併用する場合の記載方法」を参照してください。

※2 旧受給資格者証での請求は、公費負担者番号未対応のため、国保連合会の請求支払システム(全国標準)及び広域連合の電算処理システム(全国標準)において費用算定ができませんので、返戻いたします。